

千代田区

戸籍謄抄本等の交付請求時における本人確認事務処理要綱

1 目的

この要綱は、戸籍謄抄本等戸籍に係る証明請求者に対し、本人確認することにより、第三者からの不正な請求を防止し、戸籍に記載されている者の個人情報を保護することを目的とする。

2 本人確認を行う事務の範囲

本人確認は、戸籍に関する証明書、戸籍の附票の写し及び身分証明書等戸籍に係る行政証明書の交付について行う。

3 窓口での本人確認の方法

窓口では、交付請求者（代理人及び使用者を含む。）に対し、氏名等が記載されている官公署が発行する書類等（以下、「本人確認書類」という。）の提示を求め、本人の確認を行う。

(1) 本人確認書類は、実施細目の定めによる。

(2) 本人確認書類を持参しなかった場合は、聴聞、電話等の方法により確認する。本人確認できない場合、若しくは本人であることに疑義を生じた場合は、改めて本人確認書類を持参し請求するよう指導する。

4 郵送請求における本人確認等

郵送による交付請求の場合は、本人確認書類の写しを添えることとする。ただし、職務上の請求及び官公署からの請求の場合は除く。当該写しで交付請求者本人を確認し、さらに交付請求者の住所を戸籍の附票で照合したうえで交付する。

5 本人確認の記録

3により本人確認ができた場合は、交付請求書余白部分に「本人確認書類」、「聴聞」等の種別を表示し、本人確認の記録とする。4により本人確認ができた場合は、郵送請求書に本人確認書類の写しを貼付する。当該請求書の保存期間は、当該年度の翌年から1年とする。

6 実施細目の制定

この要綱の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

戸籍謄抄本等の交付請求時における本人確認事務処理要綱実施細目

1 目的

この実施細目は、戸籍謄抄本等の交付請求時における本人確認事務処理要綱を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 本人確認書類

要綱3にいう本人確認書類とは以下のものをいう。

(1) 官公署発行の証明書

運転免許証、パスポート（旅券）、海技免状、身体障害者手帳、船員手帳、猟銃（空気銃）所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任証、無線従事者免許証、健康保険証、年金手帳、年金証書、老人医療証、介護保険証 等

(2) その他本人確認できるもの

①写真付きの社員証及び学生証

下記②については、二点確認とする

②預金通帳、キャッシュカード

診察券

定期券

消印のある本人あて郵便物

不動産賃貸契約書 等

要綱4にいう本人確認書類とは以下のものをいう。

運転免許証、パスポート（旅券）、海技免状、身体障害者手帳、船員手帳、猟銃（空気銃）所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任証、無線従事者免許証、健康保険証、年金手帳、年金証書、老人医療証、介護保険証、写真付の社員証又は学生証等

3 郵送請求における送付先の確認

要綱4にいう送付先の確認方法は、以下のとおりとする。

(1) 送付先が交付請求者の住所地の場合は、附票との照合で一致すること。

(2) 送付先が交付請求者の住所地と異なるが本人あての場合には、交付請求書の文中にその旨の記載（所番地まで）があり、かつ親展送付であること。

(3) 送付先が戸籍法施行規則第11条第1項第1号に定める親族あての場合は、交付請求書の文中にその旨の記載（所番地まで）があり、その間柄及び住所が戸籍及び附票と一致すること。

(4) (1) から (3) に掲げる以外の場合で、附票での送付先の確認が著しく困難な場合は、交付請求者本人の意思確認とその他聴聞等により送付先を確認すること。

附則 この細則は、平成15年7月1日から施行する。

附則 この細則は、平成17年8月1日から施行する。